

5-1 精神的権利の概要と背景 <基礎編>

精神的権利とは何か？ 何の意味があるのか？

精神的権利 とは

ここで「精神的権利」とは、基本的人権の分類において、①自由権に属する**精神的自由権**と、②社会権に属する「**教育を受ける権利**」と、③新しい人権に属する「**知る権利**」を包括したものである。

①の精神的自由権は、さらに「**内心の自由**」と「**表現の自由**」に分けられる。内心の自由には「**信教の自由**」・「**思想および良心の自由**」・「**学問の自由**」があり、また表現の自由には「**言論出版の自由**」や「**検閲の禁止・通信の秘密**」がある。(下図参照)

このように、精神的権利は、私たち人間がものを考えたり学んだりする行動、そして自分の考えや学んだ成果を他人や社会に向かって伝達しようとする行動にかかわる権利である。

精神的活動 と個性

「人はパンのみにて生きるにあらず(神の言葉の一つひとつによって生きる)」(聖書)という格言があるように、私たちが人間として生きていくうえで精神的活動は不可欠である。なぜなら、動物とは違って私たち人間は、自分自身を「自己」として認識し社会の中で「他人」と調和しながら生きているが、自己と他人を分別するものは結局のところ私たち一人ひとりをもつ「心=精神」であり、私たちの「個性」の違いは、要するに私たち一人ひとりの精神的活動の違いだということができるからである。精神的活動なしで私たちが人間として生きていくことは不可能なのである。

それゆえ、私たちが社会の中で個性を発揮しながら自由に生きていこうとすればするほど、一人ひとりの精神的活動が原則として何の障害もなく自由自在に行えるような社会のしくみが必要になってくる。ここに精神的権利の存在意義がある。

■ 「精神的権利」としてまとめることができる諸権利

- 自由権に属する権利 … 内心の自由権 (信教の自由、思想および良心の自由、学問の自由)
 - … 表現の自由権 (言論出版の自由、検閲の禁止・通信の秘密)
- 社会権に属する権利 … 教育を受ける権利
- 新しい人権に属する権利 … 知る権利